

原議保存期間	5年（平成34年3月31日まで）
有効期間	一種（平成34年3月31日まで）

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察（方面）本部長  
（参考送付先）  
各管区警察局広域調整部長  
庁内関係各課長

警察庁丁少発第69号  
平成29年3月23日  
警察庁生活安全局少年課長

集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について（通達）

刑法犯少年の検挙人員は減少し続けているが、少年事件の共犯率は成人事件よりも依然として高く、また、集団的不良交友関係が背景にうかがわれる凶悪事件の発生が後を絶たない状況にある。このようなことから、「非行集団等に対する実態把握等の強化について」（平成12年2月8日付け警察庁丙少発第4号ほか）も踏まえつつ、集団的不良交友関係の実態の把握及び分析を適時かつ的確に行い、戦略的な検挙・補導、SOSを発している少年の救出、個々の少年に対する立ち直り支援を適切に行うことにより、集団的不良交友関係の解消を図る必要がある。

各都道府県警察においては、管内の実情、特に集団的不良交友関係のインフラとなっている活動エリアの特性等を踏まえつつ、集団的不良交友関係の解消に向けた対策の効果的な推進に努められたい。

なお、「集団的不良交友関係の解消を通じた立ち直り支援活動等の一層の推進について（通達）」（平成24年1月25日付け、警察庁丁少発第8号）は廃止する。

また、本通達に関しては、当庁生活安全局生活安全企画課、地域課及び保安課、刑事局刑事企画課並びに組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課及び暴力団対策課並びに交通局交通指導課と協議済みである。

## 記

### 1 集団的不良交友関係

非行集団等及びその構成員（「非行集団等に対する実態把握等の強化について」1参照）又はこれに準じる2人以上の交友関係をいう。

### 2 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の具体的推進要領

#### (1) 情報収集及び実態把握

集団的不良交友関係の実態を把握するには、非行集団のような組織性の高い集団のみならず、より緩いつながり、すなわち集団の形成に至る前の段階における不良交友関係に関する情報についても収集することが重要である。そのためには、情報は、断片的なものや疑いのあるものも含めて幅広く収集すること。

また、情報収集は、全ての部門が協力し、事件検挙、交通違反の取締り、職務質問、街頭補導、巡回連絡等あらゆる警察活動を通じて行うこと。暴走族等の非行が進んだ少年等で構成される組織性の高い集団については、暴力団を後ろ盾として勢力の拡大を図ろうとする例も見られることから、組織犯罪対策部門との連携に配慮すること。

なお、収集した情報については、適切に管理しつつ関係部門間での共有を図るため、各種基準を満たす警察部内の情報通信ネットワークを活用するほか、集約した情報を的確に分析するためのソフトウェアを導入し有効活用を図ること。

## (2) 情報分析と具体的な対策の検討

収集した情報や把握した実態を踏まえて、個々の集団的不良交友関係について、具体的な対策やその進め方を検討すること。

特に、非行を繰り返し敢行しているもの、非行が進んでいると認められる少年が含まれるもの、いわゆるたまり場にい集するなどして地域住民からの通報が絶えないものについては、所属長が指定するなどして、優先的かつ重点的な対策を検討すること。

## (3) 戦略的な検挙・補導とSOSを発している少年の救出

集団的不良交友関係に対しては、情報や実態を踏まえて、優先度の高いものから戦略的に検挙・補導を進めること。

また、集団的不良交友関係が原因でいじめや暴力等に苦しみSOSを発している少年を発見し、救出すること。

さらに、SOSを積極的に発信できない少年もいることから、少年が自ら助けを求めて来るのを待ち受けるだけでなく、少年サポートセンター等が、少年警察ボランティア等と連携することにより、少年からのSOS又はこれにつながる情報を収集するなどアウトリーチ型の活動にも努めること。

## (4) 立ち直り支援

検挙・補導した少年に対しては、少年警察ボランティア等と連携し、集団的不良交友関係にかわる居場所づくりなどの立ち直り支援活動を行うこと。

なお、少年が暴力団やぐ犯グループ等との集団的不良交友関係を遮断できないまま成人となった後においては、本人の脱退や当該集団の早期解体等は組織犯罪対策部門等が担当することとなる一方で、当該成人が新たに少年と集団的不良交友関係を形成すること、当該成人から少年が福祉犯被害に遭うこと等の防止は、少年警察部門が引き続き実施することとなる。このため、組織犯罪対策部門その他の関係部門に的確な情報の引継ぎを行うとともに、成人となった後の情報の提供を受けるなど、間隙を生じさせないための対応を図ること。

## 3 対策を推進する上での留意事項

### (1) 情報収集及び実態把握について

情報収集及び実態把握を進める上で、着目すべき地区（エリア）は以下のとおりである。

#### ア 中学校区エリア

検挙・補導人員について見ると、中学生の検挙・補導人員は平成19年以降高校生よりも多くなっており、その人口比（文部科学省学校基本調査に基づく生徒数1,000人当たりの刑法犯検挙・補導人員をいう。）も平成20年以降は高校生よりも高くなっているところである。また、同じ中学校あるいはその卒業生を単位として集団的不良交友関係が形成される例が少なくない。

地域社会との関係においても、小学校と比較して非行防止に係る地域社会の活動について活性化の余地が大きいと考えられる一方で、中学校区は居住エリアを単位としているため活性化が図られれば大きな効果が期待できる。

このため、各警察署においては、管内の中学校区を単位として、集団的不良交友関係の把握及び分析を行うこと。また、立ち直り支援活動や社会気運の醸成について、学校・教育委員会のみならず、自治体、少年警察ボランティアその他の各種ボランティア、商店街振興組合、保護者やPTA団体等との連携を強化すること。

なお、中学校区に着目した対策を推進する上においては、学校との的確な連携が特に重要である。学校との連携については近年更なる強化が図られてきているところであるが、学校警察連絡制度等の情報共有に係る協定の締結促進や活用、自治体・教育委員会の理解を得たスクールサポーター制度の一層の拡充と有効活用を図ること。

#### イ 少年い集エリア

少年らが遠方から繁華街・歓楽街等にい集することにより集団的不良交友関係が形成され、路上強盗、暴力行為、ひったくり、万引き、乗り物盗等の発生の要因となっていることから、中学校区エリアとは別個に把握する必要がある。

少年がい集するエリアのうち、飲食や遊興等のサービス産業が集中し、多数の事業者及び消費者が集まる地域である繁華街・歓楽街においては、特に非行の深度が進んだ少年らによる交友が見られるところであり、当該繁華街・歓楽街を管轄する警察署にあっては、関係部門が緊密に連携して実態の把握及び分析を推進すること。その際、商店街振興組合のほか、繁華街・歓楽街特有の商業施設との連携を図るとともに、風俗営業の営業所等において少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年の把握及び補導を適切に行うこと。

繁華街・歓楽街を除く市街地に存在するゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等の施設や郊外型大型商業施設等においても、それぞれの特徴に応じ、周辺からの少年のい集状況を踏まえ、管理者との連携等の対策を推進すること。

#### (2) その他

少年い集エリアを管轄する警察署と少年の居住地を管轄する警察署が異なる場合のほか、同一の中学校区や少年い集エリアを複数の警察署が管轄する場合等においては、警察本部が指導・調整を行い、集団的不良交友関係の把握及び分析、立ち直り支援活動等の推進における連携の確保を図ること。

特に、立ち直り支援活動については少年の居住地を管轄する警察署が実施することとなるため、それぞれが把握した情報について、実のある共有化を図ること。

また、暴走族のように活動区域が相当程度に広域となる場合は、警察本部の少年担当部門が暴走族担当部門を始めとする関係部門と連携しつつ、警察署との適切な役割分担の下で集団的不良交友関係の把握及び分析、立ち直り支援活動等を推進すること。

都道府県警察の区域を越えた連携を確保する必要がある場合においては、関係都道府県警察の本部において適切な協力関係を構築するほか、必要に応じ、当課若しくは管区警察局の指導・調整を受けること。

#### 4 報告

本通達に基づき各都道府県警察がとった措置については適時に当課まで報告すること。なお、当課から進捗状況について別途報告を求めることがあるので留意すること。